



# Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

ワシントン情報 (2006 / No.022)

2006年4月5日

## 海外からの企業買収に対する審査強化を求める米国連邦議会

～企業所有関係のグローバル化と国家安全保障～

アラブ首長国連邦 (UAE) の企業による米国港湾管理権の買収を巡る政治騒動は、UAE 企業側が買収を断念したことでとりあえず解決を見た。しかし、国家安全保障上の観点から、外国企業による米国企業買収に対する審査強化を求める連邦議会の動きは、現行の対米投資審査体制を見直す審議に発展している。上院銀行委員会は3月30日、対米投資審査改革法案を全会一致で可決。連邦議会への買収案件審査開始の通知、政府系外国企業の買収案件に対する45日拡張審査の実施義務付けなどといった制度改革案を承認した。内外の自由な企業買収が難しくなることを懸念する全米商工会議所などビジネス団体は、議会の動向を警戒している。

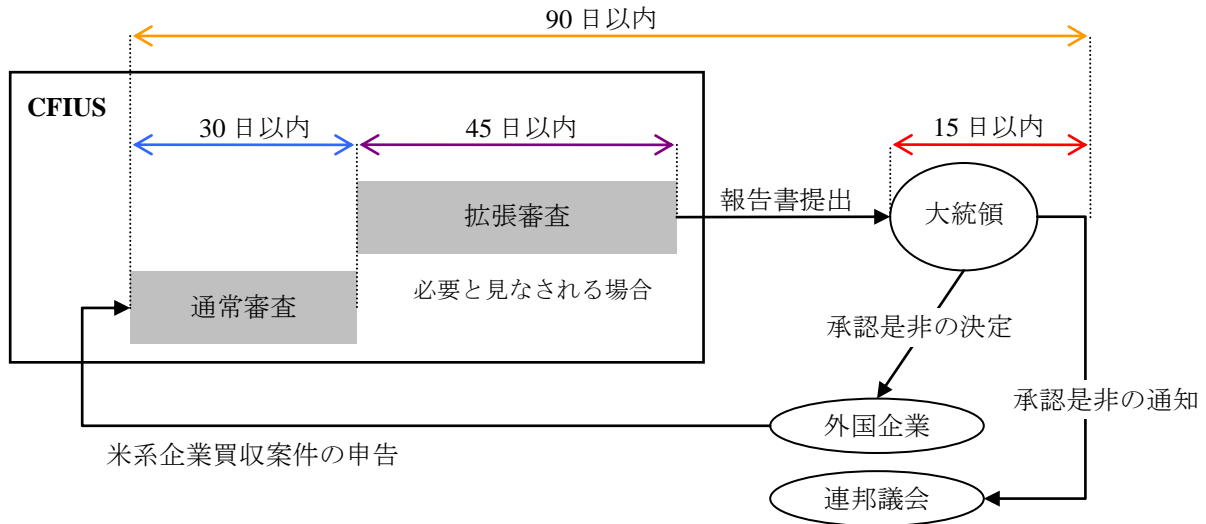
### 【現在の対米投資審査制度の概要】

1988年包括通商競争力法は1950年国防生産法721条を修正し、一般に Exon-Florio 条項と呼ばれる対米直接投資規制を設けた。同法によると、米国大統領には次の場合に限定して外国企業による米系企業買収を阻止する権限を発動できる：①買収を行う外国企業が国家安全保障を脅かす行為を取る可能性がある場合、かつ②国家緊急事態宣言を規定する国際緊急経済権限法 (IEEPA) 以外に、当該買収によって生じる国家安全保障の危険を防ぐ法令が存在しない場合。

この Exon-Florio 条項を施行する機関が Committee on Foreign Investments in the United States (CFIUS : 対米外国投資委員会) と呼ばれる合同政府委員会である。財務長官を筆頭に政府官吏12名から成る CFIUS は、外国企業から買収案件の通知を受けてから30日以内に案件審査を行う義務を持つ<sup>1</sup>。これに加え、更に拡張審査 (extended review ないしは investigation と呼ばれる) が必要と判断される場合、CFIUS はこれを通知受領から30日以内に開始し、開始から45日以内に大統領に報告する義務がある。大統領は報告書受領から15日以内に最終判断を下し、議会に判定内容を通知する。こうした一連の対米外国投資審査プロセスは、全体で90日以内に終了するものと定められている。

<sup>1</sup> 案件審査において考慮すべき項目としては、主に以下の5項目が挙げられている：①国防計画の実施に必要な国内生産。②国防要件を満たすのに必要な国内産業の能力/容量 (人材、製品、技術、資材、その他の供給およびサービスを含む)。③外国国民による国内産業/商業活動の統制で、米国が国防要件を満たす能力/容量に影響すると考えられるもの。④テロ支援国家、ミサイル技術、生物/化学兵器の拡散を推進する国家への軍事物資、装備、技術売却に当該取引が与える潜在的影響。⑤米国安全保障に影響する分野における米国の技術的優位に当該取引が与える潜在的影響。

図表 1：現行法令下における対米直接投資審査プロセスの概要



1993年 Byrd 修正条項は Exon-Florio 条項を修正し、①米系企業を買収する外国企業が外国政府の統制下にあり（ないしはその代理として行動する）、かつ②当該買収が米国で州際間商業活動の従業者を管理し、米国安全保障に影響を及ぼす恐れがある場合には、「45日拡張審査」を実施することを義務付けた。買収認可審査のために外国企業が CFIUS に提出する企業情報は秘密扱いされる。しかし、財務省の法令解釈によると、こうした企業情報を連邦議会に開示することは Exon-Florio 条項によって禁じられていない。

**【規制強化に警戒感を高めるビジネス界】**

上述の対米投資審査制度を見直す動きは、昨年夏の中国海洋石油総公司（CNOOC）による Unocal 買収問題を契機に強まった。アラブ首長国連邦（UAE）公営港湾管理会社 Dubai Ports World は先月 9 日、買収先英国企業の米国資産を米系企業に売却すると発表。買収に反対する共和党議員の党本部への造反を招くほどの騒ぎに発展した同買収問題は、結局 Dubai Ports World 社が米国港湾管理権を断念することで決着を見た。しかし、連邦議会は事件収拾後も現行の対米投資審査制度を見直す法案審議を続けている。これまで議会には複数の法案が提出されているが、これら諸改正案は以下の内容を含む。

- 特定買収案件に対する連邦議会の否認権の設定
- 外国企業による国防上の重要基幹施設の買収禁止
- 対米投資審査の厳格化（審査プロセスの統合・長期化、政府系外国企業の買収案件に対する 45 日審査の義務付け、審査基準の見直しなど）
- 対米投資審査の透明性向上（議会ないしは一般公衆に対する案件審査の通知、公聴会の開催など）
- CFIUS 制度の廃止（国土安全保障省の管轄下に代替機関を設立する）
- CFIUS 制度の改変（CFIUS 議長職を現行の財務長官から国防長官、国土安全保障長官、ないしは商務長官に変更する、国防長官を副議長職に就ける、審査への関与を各省庁の長自身に義務付けるなど）



各種ビジネス団体はこのような議会の動きが投資活動に対する保護主義的な内容に傾斜することを警戒している。全米製造業者協会（NAM）と米国貿易緊急委員会（ECAT）は先月 13 日、全ての連邦議員に書簡を送り、審査要領の客観性、企業情報の機密保護、審査過程の時間規則性などの諸項目を対米投資審査制度改革の原則として考慮するように求めた。全米商工会議所は CFIUS 制度改革の 5 原則に以下の要件を掲げている。

- 連邦議会は投資案件の安全保障審査に一切干渉しないこと。案件審査に用いられる秘密企業情報は十分に秘匿保護すること。
- 投資案件の安全保障審査は、事実に基づいた客観的、分析的判断によること。
- 「国家安全保障」の概念を「経済安全保障」の概念に拡大解釈して諸外国の報復規制処置を招くことのないように留意する一方、安全保障審査は個別ケースごとに柔軟に行うこと。
- 安全保障審査は外国投資家の利益を損なうことの無いよう、時間スケジュールを厳密に維持して行うこと。
- CFIUS 制度を沿岸警備隊のような安全保障手段の代用として扱わないこと。

全米商工会議所は、米国への投資規制の強化が諸外国の報復的な対内投資規制の強化を引き起こし、米系企業の海外での買収・投資活動に支障が出ることを懸念している。実際、3 月 20 日付 BNA 紙によると、ロシアの Putin 大統領は既に同国経済 39 セクターを外国投資から保護する法令草案を提出。フランスやカナダでも国家安全保障の観点から外国投資家の国内企業買収を規制する法令審議が進められていると言う。

### 【法案審議の展開】

対米投資審査制度に関連してはこれまで様々な法案が議会に提出されているが、中でも上院では Richard Shelby 上院銀行委員長（共アラバマ）の改革法案、下院では Roy Blunt 与党院内幹事（共ミズーリ）の改革案が有力視されている。上院銀行委員会は先月 30 日、Shelby 委員長の CFIUS 制度改革法案を全会一致で承認した。同法案の原案は以下の諸規定を含んでいる。

1. 審査案件が政府系外国企業ないしは米国の重要基幹施設（critical infrastructure）を含む場合は、45 日拡張審査の実施を自動的に義務付ける。
2. 外交関係、米国武器輸出統制に対する協力姿勢に鑑みて諸外国を序列付けする。
3. 財務省に対し、全ての外国企業による米系企業買収案件を、審査開始から 10 日以内に連邦議会に通知することを義務付ける。
4. CFIUS のメンバーである省庁の高官に対し、最大 30 日の審査延長申請を認める。
5. 国防長官を副委員長に就けると共に、国家情報長官（Director of National Intelligence）を CFIUS のメンバーに加える。

30 日の委員会採決では項目①、②、④が修正され、①「重要基幹施設」というだけでは 45 日



審査の自動適用対象とはしない、②「諸外国の序列付け」を「国務長官との協議」に置き換える、④最大 30 日の審査延長は国家安全保障上の脅威が認められる場合にのみ限定するなど、内容を穏当化する修正が採決された。

連邦議会には「買収案件の否認権」を付与することを主張している議員もいるが、今回上院銀行委員会を通過した CFIUS 制度改革法案はそれを認めていないなど、比較的「穏当化」した内容となった。これを受けて、全米商工会議所は先月 31 日、前日の上院銀行委員会採決に関する声明を発表し、商工会議所は議会の法令改正審議を歓迎すると表明。上述した法案原案の修正を評価した。一方、商工会議所を始めとするはビジネス団体は議会への案件通知義務付けなどを含む法案諸規定に引き続き懸念を表明し、今後も議会に働きかける方針である<sup>2</sup>。Organization for International Investment (OFII) の Todd Malan 会長によると、上院本会議は今月後半か来月上旬に Shelby 銀行委員長の CFIUS 改革法案を審議する見通しである。

現在までのところ、議会の関心は「国家安全保障上の問題」を生じると考えられる買収案件に限定されており、そのような危険がないと思われる案件、例えば東芝のウェスチンハウス買収案件などは表立って取りざたされてはいない。しかし、クロスボーダーの双方向的な買収・被買収の動きは益々深化しており、米国では外国資本所有（株式の 50%以上を海外資本が所有）の企業資産シェアは、鉱業 27%、情報 24%、製造業 20%、科学・技術サービス分野 20%に達している<sup>3</sup>。国際的な投資、企業所有関係が双方向的に深化する一方で、それが国家単位で統合されている政治、社会との間で生み出す軋轢、緊張は、各国共通である。

(担当：前田武史)

(e-mail address : [tmaeda@us.mufg.jp](mailto:tmaeda@us.mufg.jp))

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。

<sup>2</sup> 3月31日付 BNA 紙によると、「前代未聞の通知・報告義務」に懸念を表明するビジネス団体には、全米商工会議所、Organization for International Investment (OFII)、Business Roundtable、米国石油協会 (American Petroleum Institute)、Financial Services Forum などが含まれると言う。

<sup>3</sup> <http://www.economyincrisis.org/congress/foreignownedind.asp>